

### 3月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成19年3月22日（木）
開催場所	本館8階 第2委員会室
開催時間	午前10時00分
出席委員	角田 委員長 寺前 委員長職務代理者 篠原 委員 百瀬 委員 森 委員（教育長）
出席職員	・ 異教育次長・中原学校教育推進長・藤田部長・斉藤次長・長原次長・川田次長・山田次長・石田次長・松村次長・松岡課長・橋本課長・下司課長・竹内課長・谷口館長・蒲生館長・宮本館長・岸本課長・浅田参事

【委員長】 おはようございます。

それでは、ただいまより3月の定例教育委員会を開催いたします。

まず初めに2月の定例教育委員会の会議録につきまして審議をしたいと思いますが、委員の先生方、何かご質疑はございますでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【委員長】 よろしゅうございますか。全委員ご異議なしと認めます。よって、2月の定例教育委員会会議録について承認と決しました。

それでは、次に委員長報告を行います。

（委員長報告）

2月24日（土）	午後0時30分より、少年サッカー大会閉会式に出席。
3月4日（日）	午後1時より、こどもフェスティバルに出席。
3月6日（火）	午後5時20分より、市議会文教産業常任委員会に出席。
3月15日（木）	午前9時30分より、市立小学校卒業証書授与式に出席。 午後1時30分より、定例教育委員協議会に出席。
3月16日（金）	午後2時より、大阪府母子保健運営協議会に出席。

【委員長】 次に、教育長報告を森教育長よりお願いをいたします。

（教育長報告）

2月24日（土）	午後0時30分より、少年サッカー大会閉会式に出席。
2月26日（月）	午前10時より、中河内地区人事協議会に出席。
2月27日（火）	午後3時30分より、行財政改革推進本部会議に出席。
3月1日（木）	午後2時より、中河内・南河内地区社会教育委員研究協議会に出席。
3月2日（金）	午前10時より、市議会3月定例会本会議（1日目）に出席。

3月4日(日)	午後1時より、こどもフェスティバルに出席。
3月6日(火)	午後5時20分より、市議会文教産業常任委員会に出席。
3月8日(木)	午前9時30分より、消防記念日式典に出席。
3月9日(金)	午後3時15分より、学校評議員全体研修会に出席。
3月13日(火)	午前9時30分より、市立中学校卒業証書授与式に出席。
3月14日(水)	午後2時より、スポーツ施設運営審議会に出席。
3月15日(木)	午後1時30分より、定例教育委員協議会に出席。
3月20日(火)	午前10時より、市議会3月定例会本会議(2日目)に出席。

【委員長】 ただいまの委員長報告並びに教育長報告につきまして、何かご質疑がございますでしょうか。

【百瀬委員】 そうしましたら、委員長の方からも報告があったわけですが、子どもたちの少年サッカー大会が開催されたということで、本当に冬季に開催される大会というのが今回行われたということで、子どもたちにとっては大変目標になったのではないかなと。それから各学校単位で行われたということで、非常に保護者と学校のきずなが深まったと、また子どもたちも元気であったと、そういうことで大変評価できる大会ではなかったかなと思います。

今、少年野球、子ども会ソフト、それから綱引き、そしてサッカー大会と来たわけですが、ぜひ来年度、多くの少年たち、子どもたちが参加できるスポーツフェスティバル等ですか、そういうことを開催していただきながら、一人でも多くの子どもたちがスポーツ好きになる、またスポーツを通して技とマナーを競い合うような、その中で規範意識を学んでいただけるような、そういうことも考えながら、ぜひ大きく今年八尾市の大会等を含めながら、教育委員会から全国へどンドンどンドン発信していくようなことを考えていただけたらと、ちょっと要望を含めながらお願いしておきます。本当によく頑張ってくださいました。

【篠原委員】 教育長報告の中で、3月9日の学校評議員全体研修会、これは教育長、ごあいさつだけということでよろしいですけれども、事務局から参加された方で、学校評議員制度、できて3年目だとたしか記憶するんですけども、どういった内容の研修会だったのか。そしてその後、何か学校評議員の人たちから何か質問のようなものは出なかったのかどうか。ちょっとそういう点について、おわかりでしたらお願いいたします。

【下司課長】 ただいまご指摘のとおり、学校評議員制度が設置されて3年目、平成16年度からでございますので、3年目を迎えました。これまで16年、17年は、学校長を対象とした研修会の中で、学校評議員制度のありよう、あるいはその意義等について行ってきたところでございますけれども、先ほど教育長からのご報告にもございましたように、今年度は学校評議員の方を対象とした、初めての研修会をさせていただきました。

今回につきましては、大阪教育大学の水野先生をお招きしまして、つなげる支援、つながる地域と、援助のためのネットワークの構築と題しましてのご講演をいただいたところでございます。その中で、今の学校が置かれている状況、例えばいじめ、不登校等の問題、あるいは子どもの安全の問題、さらには学力の実態等につきまして、今学校を取り巻く状況について丁寧にお話をいただきながら、学校評議員の方にも、今の学校の課題等につい

て共通理解を図ったところでございます。

そういった学校を支援するために、今、保護者自身がやはり孤立をしているような状況があり、学校評議員の方がそういった声を吸い上げながら、それを学校との評議員会の中で課題提起していただきながら、その中で保護者同士をつなげていく、あるいはそこに地域が絡んでいく、そういったことの大切さをお話をしていただいたところでございます。

特にその後ご意見等はその場では出ておりませんが、後ほど学校長等からもそのときの感想等、また上がってくるのではないかなと考えているところでございます。

【篠原委員】 一つ聞き忘れたんですが、学校評議員、大体平均して5名までと、5名は大体おられるというふうに存じ上げているんですが、出席者は各学校お一人か、あるいは評議員全員を研修会に参加していただくようにしたのかどうか、そのところをお教えてください。

【下司課長】 ただいまのご質問でございますけれども、当日の参加者は45名でございます。そのうち評議員の方の出席が32名、残りは学校の校長とか教頭の参加でございます。

今回、実施に当たりましては、時期的なこともございましたので、各学校の方には学校評議員の研修会ということで、学校評議員の方を中心に1～2名程度という形での投げかけをさせていただいたところでございます。7割方が評議員等の方の出席という結果になっておるところでございます。

【篠原委員】 それから今大体お聞きしたら、ちょっと人数が少ないなという印象を受けたんですが、これは先ほどご説明で今回初めてということですが、これは大体継続的に年に何回か、あるいは年に2回ほど、学校評議員を対象にこういった会を進めていかれるのかどうか、その点はどうですか。

【下司課長】 来年度につきましても、予定の方をしておるところでございますし、開催時期、あるいはその呼びかけの対象につきましても、今後検討ということでございますけれども、より一層、学校評議員会が充実したものになる方向で、今後内容を詰めていきたいと考えております。

【寺前職務代理者】 関連ということでちょっとお聞きしたいんですが、教育大の先生から講演を受けたということですが、教育委員会のほうから何か資料なんかをお渡しになったのかどうか、その辺はいかがなものですか。

【下司課長】 今年度につきましても、水野先生の講演をメインとしておりましたので、水野先生のご用意いただいたレジュメでもって、講演会を実施したところでございまして、委員会のほうから特段また別途資料は提出しておりません。

【寺前職務代理者】 講演の内容がいじめ、不登校、そして安全の問題とか学力の問題ということで、教育として抱えている大きな課題であろうと思います。

そういった中で、やはり八尾市の現状ですね、データとして出していただければ、より実態もわかっていいんじゃないかなと、こういう思いがあってちょっと聞かせていただいたわけですけどね。

今後はそういう講師の先生のレジュメ、これは当然出されるわけですが、必要があれば市の実態、これなんかもやっぱり出していただいて、共通理解を得る。このほうがやっぱりいいんじゃないかなとこのように思います。

以上です。

【委員長】 私からも発言をしたいと思います。

この学校評議員会の全体研修会、第1回目、教育委員に案内がなかったのはどういう意味ですか。

【下司課長】 今回、初めての学校評議員への実施ではございました。教育委員の皆さんにもご案内をということにつきましては、失念しておりました。申しわけございませんでした。

【委員長】 この学校評議員会というものは、これは今日的な課題である開かれた学校をつくる、そういう大きな役割を帯びていただいていることは言うまでもありませんし、さらには本市の教育重点目標である教育コミュニティの構築ということについては、一肌も二肌も脱いで頑張っていただかんならん、そのネットワークをしていく際の非常に重要な役割を帯びていただける方だと私は考えております。そういう方々がお集まりになって、数もそういうことですし、我々もそういうテーマであれば、またそういう方々の集まりであれば、ぜひ同席をさせていただいて、共通理解を図り、また今後のことについても我々なりの考えを重ねていかななくてはならないというふうに思っているわけですが。

こういう大事な研修会にお招きがなかったということは、私としては非常に不本意です。今後そういうことのありませんように、時代を読んでください。時代を読んでいただいたら、私が今申しておりますことは出しゃばった発言でないということをご理解いただきたいと思います。

ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

特に質疑がなければ、次に進ませていただきます。

### { 議 案 審 議 }

それでは議案審議に入らせていただきます。

3月の議案	
議案第8号	平成19年度八尾市教育委員会の人事に関する件
議案第9号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則制定の件
議案第10号	八尾市教育委員会公印規則の一部改正の件
議案第11号	八尾市立養護学校学則の一部改正の件
議案第12号	八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件

最初の、議案第8号「平成19年度八尾市教育委員会の人事に関する件」についてでございますが、これは人事案件でありますので、会議は非公開として、会議録も作成しないことといたしているところでございますが、委員の先生方、いかがでございましょう。

【全委員】 異議なし。

【委員長】 よろしゅうございますか。

それでは人事案件でありますので、非公開で行い、会議録は作成しないことといたします。

なお、この議案につきましては、議事進行の都合上、審議の順序を入れかえ、ほかの審議、議案の審議、報告等が終わりました一番最後に行いたいと思いますが、委員の先生方、よろしゅうございますか。

【全委員】 異議なし。

【委員長】 それではそのように取り計らいたいと思います。

次に、議案第9号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則制定の件」について審議をいたします。

提案理由を斉藤次長より願いをいたします。

【斉藤次長】 それではただいま議題となりました議案第9号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則制定の件」についてご説明申し上げます。

本規則の制定につきましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第7号の規定により委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、学校教育法の一部改正により、盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校とすることとなったことに伴い、関係教育委員会規則の規定を整理する必要があるので、ご提案申し上げるものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をごらん願います。

第1条で、八尾市立学校園の管理運営に関する規則の一部を改正いたしまして、「養護学校」を「特別支援学校」に改め、第2条で八尾市障害児適正就学指導委員会規則の一部を改正いたしました。「大阪府立養護学校」を「大阪府立特別支援学校」に改め、第3条で、八尾市立教育サポートセンター条例施行規則の一部改正いたしまして、「養護学校」を「特別支援学校」に改めるものでございます。

また、施行期日といたしましては、平成19年4月1日といたしております。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしく願いいたします。

【委員長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の先生方、何かご質疑はございますでしょうか。

このことにつきましては、協議会等ででも協議をしてきたところでありまして、学校教育法等の一部を改正する法律、そういう法律の施行に伴って名称を改めるというものでございます。

よろしゅうございますか。

質疑がないようでありますので、採決に移らせていただきます。

議案第9号につき、原案を適当と認めることにご異議はございませんか。

【全委員】 異議なし。

【委員長】 全委員ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則制定の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

次に、議案第10号「八尾市教育委員会公印規則の一部改正の件」について審議をいたします。

提案理由を斉藤次長より願いをいたします。

【斉藤次長】 それではただいま議題となりました議案第10号「八尾市教育委員会公印

規則の一部改正の件」についてご説明申し上げます。

本規則の改正につきましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第7号の規定により委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、八尾市立養護学校設置条例の一部を改正する条例の公布に伴い、平成19年4月1日より、八尾市立養護学校の名称が八尾市立特別支援学校に変更され、八尾市教育委員会公印規則の別表を変更する必要があるため、ご提案申し上げますのでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をごらん願います。

別表中、「八尾市立養護学校印」を「八尾市立特別支援学校印」に、「八尾市立養護学校長印」を「八尾市立特別支援学校長印」に改め、また校印及び校長印の保管者につきまして、「養護学校長」を「特別支援学校長」に改めるものでございます。

また、平成19年4月1日を施行期日といたしております。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしく願い申し上げます。

**【委員長】** ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の先生方、何かご質疑はございますでしょうか。

今までは、養護学校、養護学校というふうに身近に呼んでおりましたけれども、法律が改正されて特別支援学校ということで、印鑑等の規則も改正するというところでございます。

よろしゅうございますか。

ないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第10号につき、原案を適当と認めることにご異議はございませんか。

**【全委員】** 異議なし。

**【委員長】** よろしゅうございますか。

全委員ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号「八尾市教育委員会公印規則の一部改正の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

次に、議案第11号「八尾市立養護学校学則の一部改正の件」について審議をいたします。

提案理由を下司課長より願いをいたします。

**【下司課長】** それではただいま議題となりました議案第11号「八尾市立養護学校学則の一部改正の件」についてご説明申し上げます。

本規則の制定につき、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第7号の規定により委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、八尾市立養護学校設置条例の一部改正により、八尾市立養護学校の名称が八尾市立特別支援学校に改められるため、八尾市立養護学校学則の規定の整備を図る必要があるため、ご提案申し上げますのでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、題名では、「八尾市立養護学校学則」を「八尾市立特別支援学校学則」に改め、第1条では全文を、「この規則は、学校教育法第71条の規定に基づき、障害のある児童及び生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図

るために必要な知識技能を身につけさせること及び幼稚園、小学校又は中学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする園児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うことを目的として設置された八尾市立特別支援学校の入学、教育課程その他の必要な事項を定めるものとする。」に改めるものでございます。

第4条では、第2項で、「教育委員会」を「八尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、第5条では、「特殊教育諸学校学習指導要領」を「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」に改め、第6条では全文を、「収容定員は、毎年教育委員会が別に定める。」に改めるものでございます。

次のページをごらんください。

第7条では、「事務員、校医」を「事務職員、学校医、学校歯科医」に改め、第6章では、「休学」を削り、第8条では全文を、「本校に入学することができる者は、本市に住所を有する知的障害、肢体不自由又は病弱（身体虚弱を含む。）の重度又は重複障害のある学齢児童及び生徒とする。」に改めるものでございます。

第10条では、第1項で、「所定の願書により校長」を「教育委員会」に改めるとともに、第2項を削り、第11条では、「退学又は休学」を「転退学」に、「所定の願書により校長に願い出なければならない。」を「教育委員会に申し出なければならない。」に改めるものでございます。

また第12条では全文を削り、第13条を第12条に、第14条を第13条に、第15条を第14条に改めるものでございます。

なお、この規則は、平成19年4月1日を施行期日といたしております。

以上、甚だ簡単なご説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいま提案理由の説明がございました。この学則の一部改正につきましては、本当に精力的にいろいろと研究、検討を重ねていただきましてまとめ上がったものであるというふうに考えております。前例のない仕事であるだけに、ご苦労もひとしおのものであったかというふうに考えておりますが、委員の先生方、ただいまの説明について何かご質疑はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

【寺前職務代理者】 第1条、かなり明確に規定されたわけですが、これいわゆる学校教育法の施行規則、去年の春から改正になっていきますわね。それをもとに一応中身を整備されてと、こういうことでいいんですか。

【下司課長】 ただいまのご指摘のとおりでございます。学校教育法で示されたものに基づきながら、目的のところとなります第1条を整備したものでございます。

【寺前職務代理者】 ということは、この後段のほうはいわゆる通級指導ですか、このあたりを指しておるということでいいわけですね。

【下司課長】 今回、その後段のところ、ご指摘のとおりでございます。特別支援学校がセンター校的な役割を果たすということでございますので、幼稚園、小学校、中学校の要請に応じて、巡回支援も含めての対応を図っていくということでございます。

【寺前職務代理者】 今、下司課長のほうからご説明いただいてよくわかったわけですが、八尾市の場合は結構、障害児の教育については従来から熱心に取り組んでおりますし、先

進的な役割を果たしておるといふことも十分承知いたしております。

そういった中で、今回の改正、本来ならば昨年4月ということであろうかなと思うんですけれども、その間、今申し上げましたそういう通級の制度とかいうものについては、この改正案以前から取り組んでおられたとこういうふうに理解させていただいていいんですか。

【下司課長】 今、ご指摘のとおりでございます。今年度、養護学校のほうから、市内の中学校等を中心にして、養護学校の教諭が出かけていきまして、その学校に在籍しております障害のある児童、生徒への支援、サポートを実施してきた経緯がございます。

【寺前職務代理者】 この特別支援学校ですか、従来の市立養護ですけれども、今は教育委員会の中で検討チームを立ち上げられて、将来的なことも含めていろいろ検討されておるわけですが、こういうふうに明確に位置づけをされてくるということも、これはやはりより重みがあるところのように思うわけです。

したがって、特別支援学校の先生方につきましては、従来にも増してひとつ心を引き締めて職務に精励していただくように、またご指導なり願いたいなとこのように思います。

以上です。

【委員長】 ほかに。

【篠原委員】 一つ質問なんです、第5条ですね、この学習指導要領に関してですが、現行ではアンダーラインを引いてある特殊教育諸学校学習指導要領となっていますね。改正する分では、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領とこうなっていますが、この学習指導要領、現在ずっとそれに基づいて学校側は運営その他指導しているのは、このどちらのほうなんですか。平成11年に告示されたこれでやっておられるんですか。

【下司課長】 現在につきましては、改正案でございます盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領に基づきまして、教育課程が編制され、学習指導等が行われているところでございます。

【篠原委員】 そこでですね、今のこの平成11年に告示された分は、特別支援学校という新しい学習指導要領ができるんですね。それはいつごろめどが立っているのかどうかということが一つと、それから平成11年にそういう告示されておるのを、なぜ今時分改正案として出してこられたのか、ずれがかなり7年か8年のずれがありますね。こういうふうに改正できたんじゃないですかというその2点。

【下司課長】 まず第1点目のめどでございますけれども、国のほうから聞いておりますところによりますと、この現行の、先ほど申しました学習指導要領につきましては、近々いわゆる特別支援教育に係ります学習指導要領等に改定されるというふうには聞いておりますけれども、その時期についてはまだ明示されておられません。

今後それがまた改定ということになりましたときには、速やかにこの学則はまた改定ということになるというふうに考えておるところでございます。

2点目につきましては、本来でしたら、この平成11年の学習指導要領が改定された時点で、この第5条につきましてはいわゆる改正をしなければいけなかったということでございますけれども、そのときには結果的にされておらずに、現行のまま来ておったという



ことで、今回の改正を機に整理したところでございます。

【委員長】 よろしいですか。

ほかにありませんか。

【百瀬委員】 内容的なものを聞かせてもらっていいですか。

【委員長】 どうぞどうぞ。

【百瀬委員】 一定の、そうしたら学則等ではないんですが、少し内容というのを聞かせていただきたいなと思います。

1点は、先ほど各学校園に向けてのセンター校としての出向いての指導もあるんだと、支援もあるんだということを知っているわけですが、逆に学校のほうに、支援学校のほうに来ていただくというような、来て、一緒に交流等を含めながら支援していくという方策も考えているのかどうか、1点聞かせていただけたらと思います。

【下司課長】 これまでも障害者理解教育の一環として、地域の小学校、中学校が市立養護学校に行きまして、そこに在籍する子どもたちと交流する機会を持ってきておるところでございますし、さらには校区に市立養護学校に在籍する子どもが住んでおる、ただ地域の学校に来ておらない、そのため校区にいる子どもたちが市立養護学校にいるということと交流を通じまして、理解を図っていくという側面での交流も行ってきたところでございます。

【百瀬委員】 やっぱり今学校でという中では、特に支援を受けている子どもたちというのは、逆に教室という場の中で多くの教育がなされていると。やはり一歩教室から出る場というのを多く与えていってあげることも大きなポイントになっていくのではないかなとそういう気がしますので、ぜひこれからも支援学校ということの中では、八尾市全体の学校にかかわりながら、またサポートセンターとも一緒に、いろいろ今後支援を進めていく方向で考えていただけたらと思います。

以上です。

【委員長】 よろしゅうございますか。

私から発言をしたいんですけど、第1条、幼稚園、小学校、中学校の要請に応じて、必要な助言または援助を行うと、これが新しい学則に盛り込まれておりますし、これがこれからの特別支援学校の基本的なスタンスであろうというふうに考えております。

そうならば、さらなる専門性ということが求められてくると思うんですが、例えば教育職員の免許法が一部改正されて、今後は一本化すると、特別支援学校の免許状ということと一本化されるというふうに聞いておりますんですが、現時点において市立の養護学校において、特別支援に向けての免許状、具体的に言えば養護学校教諭免許状を所持している先生の率というのはおよそわかりますでしょうか。

【長原次長】 すみません、今、手元に持ち合わせてしておりませんので、また後で出させていただきます。

【委員長】 このことは協議会の席上でも申し上げたところでございますが、やはりこれからの特別支援学校の教職員というものは、今まで以上に特別支援にかかわる専門性が要求されると。それはそうですわ、幼稚園や小学校や中学校へ出かけていって、必要な助言、援助ということになってまいりますと、本当にかなり重い厳しい内容のものになってこようかというふうに考えております。そうするとやはりスペシャリストとしての能力を見て

いく際の一つの目安としては、やはり免許状ということが求められるところでございます。免許状がなかったらいかんということではないと思っておりますけれども、国の動き、府の動きを見ましても、そういうふうな道筋をたどっているように私思うわけでございます。

人事等につきましても、そのあたりを十分勘案していただきまして、やはりスペシャリストが集まった特別支援学校であるからこそ、こういった教育的サービスができるんだということが銘打てますように、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

ほかに質疑がないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第11号につき、原案を適当と認めることにご異議はございませんか。

【全委員】 異議なし。

【委員長】 よろしゅうございますか。

全委員ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号「八尾市立養護学校学則の一部改正の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

次に、議案第12号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」について審議をいたします。

提案理由を竹内課長より説明願います。

【竹内課長】 それではただいま議題となりました議案第12号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」につきまして提案説明させていただきます。

八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件につきましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第7号の規定により委員会の議決を求めらるものでございます。

理由といたしましては、永畑地区放課後児童室の新築に伴い、定員枠を変更する必要が生じたため、同規則の一部を改正いたすものでございます。

八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正新旧対照表をご参照願います。

改正点につきましては、別表第1の永畑地区放課後児童室の定員を、現在の「70名」より「90名」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、平成19年4月1日からの施行といたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

【委員長】 提案理由の説明がございましたが、委員の先生方、ご質疑はございますでしょうか。

【寺前職務代理者】 理由説明ございましたけれども、永畑地区に放課後児童室の新築に伴いということですが、もう完成されているんですか。それとも3月末では一応でき上がると、こういう理解でいいんですか。

【竹内課長】 3月末までには工事が終わりました、そして引き渡しを受けまして、4月1日から新しく児童室として開設させていただきます。

以上です。

【委員長】 よろしゅうございますか。

【篠原委員】 今回、70名から90名に20名ふやすというのは、新しい校舎というのですか、部屋ができたからというのがメインの理由だと思うんですね。ところが各学校で

希望者の増減によってやはり定員というのは毎年見直しをしているわけですね。そして今回は70名から一気に20名ふえた中で、これは一つは指導員のまた増というのがあり得るんですか。そこのところちょっと教えてください。

【竹内課長】 指導員の配置につきましては、指導員の適正配置の部分で、こちらのほうで要綱を定めておりまして、70名までにつきましては指導員を2名と、71から100までは1名加配するという形になりますので、永畑地区については4月1日から2名から3名という形で指導員の配置はさせていただきます。

以上でございます。

【篠原委員】 それからもう一つ。各学校によって希望者、1年生から3年生までの子どもさんですね、申し込みが非常に多くなったと。そして待機児童じゃないですけども、待機せざるを得ない者が数多くあると。そういったことは学校も把握しておられるのかどうか。

【竹内課長】 申し込み等で基本的には申し込み期間、19年の1月5日から2月2日まで、申し込み期間を設けているんですけど、この申し込みの期間中に申し込みされた方、入室条件に合致された方については、4月1日からの入室をすべてお受けするというふうな形で配慮はさせていただいております。

ただ2月2日以降の申し込み期限外の方の部分も相当数出てきておりますので、その方につきましては児童室の状況等にもよりますけれど、待機で待っていただくような部分。特に今でしたら志紀地区の児童室では待機で待っていただくような状況には現在あります。

以上でございます。

【篠原委員】 そうすると、今度の学校では、そう大した増減はないというふうに理解してよろしいか。

【竹内課長】 はい。

【篠原委員】 はい。

【委員長】 よろしゅうございますか。

もうほかにご質疑はございませんか。

ないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第12号につき、原案を適当と認めることにご異議はございませんか。

【全委員】 異議なし。

【委員長】 全委員ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

### { 報 告 事 項 }

それでは、続きまして報告事項に移らせていただきます。

まず最初の報告事項ですが、平成18年度末退職教職員の表彰について、長原次長から報告を願います。

【長原次長】 それでは平成18年度末退職教職員の表彰についてご報告いたします。

平成18年度末をもって退職される教職員のうち、年度末退職教職員表彰内規により表彰される教職員は50名でございます。50名の内訳ですけれども、小学校は33名、中

学校13名、養護学校2名、幼稚園2名となっております。

表彰状の授与についてですけれども、3月30日に、教頭、教諭等を対象に、各学校園で、校長あるいは園長から表彰状を授与していただきます。

また学校長につきましては、同じく3月30日に、府庁新別館にて、大阪府教育委員会から退職辞令を受理された後、市教委において表彰状の授与を予定しております。

続きまして感謝状の授与でございますけれども、八尾市立学校園に勤続10年以上、25年未満の方お一人、そして大阪府被表彰者、これは憲法記念日の知事表彰お一人、それから教育功労者表彰3名、合わせまして5名が対象となっております。

なお授与等につきましては、表彰状授与と同じように、そのように考えております。

以上で平成18年度末退職教職員の表彰についてご報告を終わります。

【委員長】 ただいまの報告に関しまして、先生方、ご発言ございますでしょうか。

意見がございませんので、次に、市立学校園における卒業式・卒園式について、下司課長より報告願います。

【下司課長】 市立学校園における卒業式・卒園式につきましてご報告を申し上げます。

去る3月13日に中学校並びに八尾中学校夜間学級、14日に市立養護学校、15日に小学校の卒業式が、19日には幼稚園の卒園式が挙行されたところでございます。

卒業・卒園者数でございますが、中学校が2,329名、夜間学級が9名、養護学校が中学部が2名、小学校が2,660名、幼稚園につきましては921名でございました。

各学校園におきましては、学習指導要領に基づきまして、適正に実施され、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活への動機づけが行われ、幼児、児童、生徒にとりまして、意義深い式になったところでございます。

各学校園長からも当日の感動的な場面などの報告も聞いており、卒業生並びに卒園生にとりまして、新たな旅立ちができたところであります。

今後ともより一層学習指導要領に基づいた卒業式、卒園式となりますように努めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、教育委員長様を初め教育委員の皆様には、当日ご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

以上、甚だ簡単ではございますが、報告といたします。

以上でございます。

【委員長】 大変ご苦労さまでございました。

ただいまの報告に関して委員の先生方、ご意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

【篠原委員】 冒頭に委員長からもありましたように、私もこの八尾の市立の学校園の卒業式に参加させていただく機会を得てからもう5回目ぐらいになります。ずっと毎年出ている中で、今年、小学校名は申し上げませんが、非常に感銘を受けました。年々よくなってきているなというのは、これ肌身に感じられたわけであります。

そして一つ私自身の新たな経験として、八尾中学の夜間中学校、卒業生9名ということでしたが、実際は何かの都合で8名の方が式に参列されましたが、一番お年上の年長者の方で、昭和13年生まれというふうにおっしゃってましたんで、もう68か9の方ですね、そういう方が2人おられ、そのほかの方も昼間は非常に激しい、厳しい仕事をした後、

ずっと夜間中学校で学んで卒業された、そういう姿を見て、非常にまたこれも感銘を受けました。いい経験を私自身もさせていただきました。どうもありがとうございました。

【寺前職務代理者】 今、篠原委員のほうからもご報告ございましたように、私も小学校のほうに参列させていただいたわけですが、卒業生が38名ということで、非常に少数でして、初めはどんな内容になるのかなというちょっと危惧を持っておったんですけども、当然に学習指導要領にのっとり式典で厳粛にされました。その上、いわゆる映像等も使って、地域の特色を生かしながら、一人あたりの時間もたっぷり式典として挙行された次第でございまして、保護者の方からも非常にいい式典やったなという声もございました。そういったことで私としましても、今回の卒業式、大変よかったんじゃないかなと思うように思っております。ありがとうございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。

府下的にもかつてはこの卒業式ということになりますと、大きな混乱が見られたところでございますが、八尾市の場合には教育長の指導助言のよろしきを得て、粛々と学習指導要領にのっとり今日まで執り行われている、府下的にも先進的な例ではないかというふうに感じております。

これに至るについては、関係の皆さんの並々ならぬご尽力があったことは十分承知をしております。改めてそのご苦勞に対しましてお礼を申し上げたいと思います。ご苦勞さまでございました。

ほかにご意見はございませんようでしたら、報告事項は終わるわけですが、委員の先生方、何かこの際ご発言はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

事務局から何かございますか。

それでは最後の議案審議に先立ちまして、本日の署名委員を指名したいと思っております。本日の署名委員に篠原委員を指名したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは最後に議案第8号「平成19年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について審議を行うわけですが、会議を非公開とするということでございますので、傍聴者の方々は大変ご苦勞さまでございましたが、ご退場いただきますようお願いをいたします。ご苦勞さまでございました。

(傍聴者 退場)

議案第8号「平成19年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について審議  
(非公開)

(署名) 篠原委員